

社会福祉主事養成機関の申請及び届出書について

			計画書	申請書	申請書	届出書	備考
			1年前まで(※)	6ヶ月前まで	3ヶ月前まで	1ヶ月以内	
新規設置			○	○			
変更	学則	修業年限(修業期間)	○	○			
		年間総定員	増加	○	○		
			減少			○	
		学級数	○	○			
		養成課程	○	○			
		学則(その他)				○	
	校舎の各室の用途及び面積		○				
	設置者の名称及び住所				○		
	養成施設の名称及び住所				○		
	専任教員及び教員要件を有する教員				○		
	カリキュラム				○		
実習施設(指導者を含む)の変更				○			
指定取り消し			学年度の開始2月前までに申請				
業務報告			毎年6月末までに報告				

※計画書が必要な申請については、計画書審査後に申請書提出になります